



ひまわり

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集発行人
税理士

山本孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

7月

(文月) JULY

15日・海の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| ・ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | ・ | ・ | ・ |

ワンポイント 財産債務明細書

その年12月31日現在の財産、債務の種類・金額等を記載した明細書。確定申告書の提出義務者で各種所得の金額の合計額が2千万円を超える場合に提出します。明細書に記載すべき財産のうち、従来は額面金額とされていた公社債、株式等の価額が、12月31日の時価（時価算定が困難なときは取得価額）に見直されています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全年期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月～6月分) 7月31日

労働者が

仕事中に

死亡したとき

労働者が、仕事中に死亡したときには、労災保険と厚生年金保険・国民年金から給付が行われます。この場合、遺族厚生年金等は全額支給されますが、労災保険は一定の調整率を掛けて減額されます。

支給要件及び支給額等

各法律において、次のとおり定められています。

1 労災保険から支給されるもの

(資料1参照)

(1) 遺族補償年金
遺族補償年金は、労働者が仕事中のケガや病気が原因で死亡したときに、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者(内縁関係を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、一定要

件を満たした遺族に支給される給付です。

支給額は、次ページの資料1のとおりです。

なお、遺族が希望したときには、給付基礎日額の千日分を限度に、遺族補償年金をまとめて前払いする「遺族補償年金前払一時金」制度がありますので、一時的あるいは突発的な出費が生じる場合等には利用するとよいでしょう。

(2) 遺族特別支給金

社会復帰促進等事業の一環として、遺族補償給付の受給権者に支給されます。

(3) 遺族特別年金(いわゆるポ

ーナス特別支給金)
給付基礎日額には、ボーナス等の特別給与が含まれていないため、それを実質的に補完し、給付に反映させていく目的で行われているのがいわゆるボーナス特別支給金です。

支給額は、次ページの資料1のとおりです。

ボーナス特別支給金には、遺族補償年金の受給権者に対して支給される遺族特別年金と遺族補償一時金の受給権者に対して

支給される遺族特別一時金があります。

(4) 葬祭料

労働者が仕事中に死亡していただきますので、健康保険(埋葬料)からではなく労災保険から支給されます。

(5) 遺族補償一時金

①遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき、②遺族補償年金を受けられる権利を有する人の権利が消滅した場合において、他にその遺族補償年金を受けられることができる遺族がなく、受給権者であった遺族に対し支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が、給付基礎日額の千日分に満たないときに、①の場合は千日分、②の場合は千日分から既支給額を差し引いた額(受給権者が二人以上ある場合は、按分した額)が遺族補償一時金として支給されます。

2 社会保険から支給されるもの

(6) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった人が死亡したときなど、

一定要件を満たしたときに、その遺族(被保険者等の死亡当時、生計維持関係にあった配偶者、子、父母、孫、祖父母(年齢等の要件がある))に支給されます。

支給額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の四分の三相当額です。

(7) 中高齢の寡婦加算

夫の死亡当時子のない四十歳以上の妻には、遺族厚生年金の受給権発生と同時に中高齢の寡婦加算が支給されます。

遺族基礎年金、(9)子の加算額

遺族基礎年金は、被保険者等が死亡し、一定要件に該当する場合に、子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にあるか、または二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない子。以下同じ)のある妻または子に支給されます。

支給額は定額で、子がある場合は子の数に応じて一定額が、子の加算額として加算されます。

(10) 死亡一時金

死亡一時金は、死亡日の前日

において死亡日の属する月の前月まで第一号被保険者として、過去に通算して三年以上保険料を納付した人が死亡した場合であつて、子がいないために遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した者の保険料納付済期間に就いて一時金として支給される国民年金独自の保険給付です。ただし、その人がすでに老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。

なお、死亡一時金は遺族厚生年金と併給されます。

手続き

請求手続き(1)～(5)までは、所轄労働基準監督署、(6)～(10)までは管轄年金事務所)に優先順位はありませんが、労災保険の手続きをする際には、厚生年金保険からも給付を受けられる旨を説明するとともに、遺族補償年金と遺族厚生年金の生計維持関係の認定基準についても相談するとよいでしょう。

ちなみに、請求にかかる時刻は五年(4)と10は二年)です。

資料1 労災からの保険給付

| | 遺族補償年金 | 遺族特別支給金 | 遺族特別年金 | 葬 祭 料 |
|------------|--------------------------|---------------|--------------------------|--|
| 遺族が1人の場合 | 給付基礎日額(*1)の 153日分(*3) | 300万円 (定額) | 算定基礎日額(*2)の 153日分(*3) | ①315,000円 + 給付基礎日額の30日分、または②給付基礎日額の60日分のうちいずれか高いほうの額 |
| 遺族が2人の場合 | 201日分 | | 201日分 | |
| 遺族が3人の場合 | 223日分 | | 223日分 | |
| 遺族が4人以上の場合 | 245日分 | | 245日分 | |

*1 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労働基準法に定める平均賃金相当額のこと、保険給付の算定の基礎となるものです。

平均賃金とは、平均賃金を算定しなければならない事由が発生した日以前3カ月(事由発生日は含まない)に支払った賃金の総額(確定した賃金を含む)を3カ月の総日数で割った額をいいます。

*2 算定基礎日額

算定基礎日額とは、算定基礎年額を365で割った額のことです。

算定基礎年額は、原則として、被災日以前1年間に、被災労働者が受けたボーナス等特別給与の総額に基づき算定されるもので、①支給された特別給与の総額、②150万円、③年金給付基礎日額に365を掛けた額の20%相当額とを比べ、いずれか低い額が算定基礎年額となります。

*3 55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻にあつては給付基礎日額の175日分です。

資料2 仕事上の事由で死亡したときの保険給付一覧

| 遺 族 | 子と妻または子だけの場合 | 40歳以上の妻の場合 | 左記以外 |
|--------|--|--|--|
| 労災保険 | (1) 遺族補償年金(×80%) (2) 遺族特別支給金 (3) 遺族特別年金 (4) 葬祭料 | (1) 遺族補償年金(×84%) (2) 遺族特別支給金 (3) 遺族特別年金 (4) 葬祭料 | (1) 遺族補償年金(×84%) (2) 遺族特別支給金 (3) 遺族特別年金 (4) 葬祭料 |
| 厚生年金保険 | (6) 遺族厚生年金 | (6) 遺族厚生年金 (7) 中高齢の寡婦加算 | (6) 遺族厚生年金 |
| 国民年金 | (8) 遺族基礎年金 (9) 子の加算額 | (10) 死亡一時金 | (10) 死亡一時金 |

5人未満事業所の代表者等の治療にかかる給付

Q 労働者数5人未満の小規模事業主が、仕事にケガなどをした場合、労災保険からも健康保険からも給付が受けられず、治療費は全額自己負担になるのですか。

A 労働者が仕事にケガや病気(傷病)になったときは、労災保険から療養補償給付(治療費は無料)が支給され、社会保険に加入している事業所(適用事業所)の被保険者が、仕事以外で傷病になったときは、健康保険から療養の給付等(患者の負担割合は3割)が支給されます。

したがって、労働基準法上の労働者に該当しない法人の代表者または業務執行者(以下「代表者等」という)は、労災保険からも健康保険からも傷病にかかる給付は受けられないこととなります。

そこで、労災保険に加入できない代表者

等が仕事上の災害により傷病になった場合、①傷病発生当時、被保険者数5人未満の社会保険適用事業所の代表者等で、②一般の労働者と著しく異ならない労務に従事しているような場合には、当分の間、仕事上の傷病について、健康保険から保険給付を行う措置を講じています。ただし、傷病手当金は支給されません。

なお、前記①及び②の要件を満たす場合であっても、労災保険法における特別加入をしている人及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる人であって、仕事上の傷病に対し労災保険から保険給付が行われる人は、健康保険の保険給付を受けることはできません。

ちなみに、自営業者など個人事業主が、仕事に災害を被ったときには、その傷病については国民健康保険から保険給付が受けられます。これは国民健康保険の被保険者への保険給付は、工作中・仕事以外を問わず行われるためです。

継続給付

資格喪失後の継続給付(傷病手当金及び出産手当金)は、①健康保険の加入期間が1年以上ある被保険者が、②離職日に欠勤し、③現に給付を受けているか、または受給権者である場合に支給されます。

したがって、離職日にたまたま出勤し、仕事をしていれば、その後の継続給付は全く受けられないこととなりますが、年休(年次有給休暇)を取った場合は、給与の支払いはありますが、出勤していませんので、継続給付を受けることができます。

傷病手当金は、労務に就かない4日目から支給されますが、待期期間中(3日間)の報酬支払いの有無は規定されていませんので、日曜日等休日が含まれていても、年休を使用しても完成します。たとえば、離職日の4日前に病気になり、離職日まで年休を取得した場合、離職日は傷病手当金は支給されませんが、翌日から継続給付(傷病手当金)を受けることができます。

公共職業訓練を受けたとき

求職活動中等に、ハローワークが指示した公共職業訓練を受講できればかなりのメリットがあります。この訓練は、コースにより筆記試験や面接がありますが、試験に合格すると誰でも無料で公共職業訓練を受講することができま

す。特に受講開始日に雇用保険の基本手当を受給している場合は、その訓練が修了するまで、(所定給付日数を超えて)基本手当が支給される他、受講手当(二万円が限度)や通所手当(交通費のことで月額四万二、五〇〇円が限度)まで支給されます。したがって、受講開始日の前日以前に所定給付日数を受け終わると、その後雇用保険からの給付は行われず、無料の受講のみとなります。